

承継届出書

年 月 日

(あて先) 東 大 阪 市 長

住所
届出者
氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

- ばい煙発生施設
- 一般粉じん発生施設
- 特定粉じん発生施設
- 揮発性有機化合物排出施設
- 特定施設
- 有害物質貯蔵指定施設
- 届出施設
- 届出工場等

に係る届出者の地位を承継したので、

- 大気汚染防止法第 12 条第 3 項 (第 17 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 13 第 2 項において準用する場合を含む。)
- 水質汚濁防止法第 11 条第 3 項
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第 10 条第 3 項
- 騒音規制法第 11 条第 3 項
- 振動規制法第 11 条第 3 項
- ダイオキシン類対策特別措置法第 19 条第 3 項
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例第 34 条
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例第 58 条第 3 項
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例第 92 条第 3 項 (騒音 振動)

の規定により、次のとおり届け出ます。

ふ り が な 工場又は事業場 工場等 } の } 名称		※整理番号	
	(電話番号)	※受理年月日	
工場又は事業場 工場等 } の } 所在地	(郵便番号)	※施設番号 工場番号等	
施設の種類			
施設の設置場所	別紙のとおり		
承継の年月日	年 月 日		
被 承 継 者	氏名 (法人にあつては、名称)	※備 考 (收受印等)	
	住 所		
承継の原因			

参考事項 (被承継者が届出した内容を記載すること)

被承継工場又は事業場の名称	
---------------	--

- 備考
- 1 水質関係 (条例対象) については、施設の種類の欄には、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第 10 に掲げる号番号及び名称を記載すること。
 - 2 水質汚濁防止法第 5 条第 3 項の規定による届出のあった施設の承継の届出である場合には、施設の種類の欄には記載しないこと。
 - 3 施設の設置場所の欄の記載については、できる限り図面等を利用して、承継した届出施設を明示すること。
 - 4 大気関係については、裏面にも記載すること。
 - 5 騒音・振動関係については、工場等の所在地欄に用途地域を記載すること。
 - 6 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 7 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 - 8 氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあつてはその代表者) が署名することができる。

		施設の種類	規 模	施 設 番 号	
承継した施設の概要	大気汚染防止法	ばい煙			
		特定粉じん			
		一般粉じん			
		揮発性有機化合物			
	ダイオキシン類 対策特別措置法				
	大阪府生活環境の保全等に関する条例	ばい煙	ばいじん		
			有害物質		
		揮発性有機化合物			
		特定粉じん			
		一般粉じん			